

生 企 第 3 4 2 号
令 和 3 年 3 月 1 2 日

生 活 安 全 企 画 課 長 殿
各 警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

年少射撃資格認定制度の実施について

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第9条の13から第9条の15までに基
づく年少射撃資格認定制度については、これまで「年少射撃資格認定制度の実施」（平
成22年8月3日付け青警本保第453号。以下「旧通達」という。）により実施されてきた
ところであるが、今後も継続して実施する必要があることから、下記のとおり適切に対
応されたい。

なお、旧通達については廃止する。

記

1 概要

年少射撃資格認定とは、国民体育大会の選手、オリンピック競技大会等の選手又は
候補者として、日本スポーツ協会等から推薦を受けた10歳以上18歳未満の者が、空気
銃の種類毎に認定を受けた上で、指定射撃場において法第4条第1項第5号の2の規
定による空気銃の所持許可を受けた射撃指導員（以下「年少射撃監督者」という。）
の監督の下、空気銃の射撃競技の練習及び競技に参加するために空気銃を所持するこ
とができる制度である。

2 解釈

(1) 年少射撃資格の認定を受ける要件

ア 年齢

法第9条の13第1項の規定による年少射撃資格の認定（以下「認定」という。）
を受けることができる者は、10歳以上18歳未満である者に限られる。

イ 年少射撃監督者による指導

認定は、認定を受けた者（以下「年少射撃資格者」という。）と年少射撃監督
者との人的関係に基づいて行われるものであるから、認定の申請の時点において
特定の年少射撃監督者による指導を受ける見込みがあることが必要である。

ウ 推薦

認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）が空気銃（空気拳銃
を除く。）を所持しようとする場合は、国民体育大会の空気銃射撃競技に参加す
る選手又はその候補者として適当であるとして、その者の住所地の所在する都道
府県における日本スポーツ協会の加盟地方団体から、空気拳銃を所持しようとする
場合は、オリンピック競技大会、アジア競技大会、近代五種競技世界選手権大
会、世界射撃選手権大会又はアジア射撃競技選手権大会の空気銃射撃競技に参加
する選手又はその候補者として適当であるとして日本スポーツ協会から推薦を受
ける必要がある。

エ 人的欠格事由

法第5条第1項第2号から第18号までのいずれかに該当している者は、認定を受けることができない。

オ 年少射撃資格講習会の講習の受講

認定を受けるには、法第9条の14第1項に規定する空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法に関し必要な知識を習得させるための講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）の講習を受け、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「規則」という。）別記様式第69号の年少射撃資格講習修了証明書の交付を受けている必要がある。

(2) 認定申請手続

ア 年少射撃資格認定申請書の提出

認定申請者は、青森県公安委員会（住所地を管轄する警察署を經由）に規則別記様式第64号の年少射撃資格認定申請書1通を提出する。

イ 年少射撃資格認定申請書の添付書類

提出する年少射撃資格認定申請書には、

- (ア) 認定申請者の写真2枚（監督を行う射撃指導員が複数いる場合は、受けようとする認定の数に1を加えた枚数の写真）
 - (イ) 住民票の写し（本籍地の記載のあるもの、外国人の場合は外国人登録証明書の写し又はこれに類する書類）
 - (ウ) 2(1)ウの推薦を行った者から交付を受けた規則別記様式第15号の推薦書
 - (エ) 認定申請者を監督することについての法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた射撃指導員の同意書（別紙2）
- を添付する。

ウ 認定申請時の提示書類

年少射撃資格認定申請書を提出する際には、

- (ア) 法第9条の14第2項の規定による年少射撃資格講習修了証明書
 - (イ) 現に認定を受けている場合は法第9条の13第2項の規定による年少射撃資格認定証（以下「認定証」という。）
 - (ウ) 認定申請者を監督することとなる法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けた射撃指導員の当該許可に係る許可証の写し
- を提示する必要がある。

(3) 認定の効力等

ア 認定は、年少射撃監督者及び所持しようとする空気銃の種類（空気銃（空気拳銃を除く。）又は空気拳銃の別をいう。以下同じ。）ごとに行われる。

イ 1人の年少射撃資格者が複数の年少射撃監督者についてそれぞれ認定を受けることは差し支えない。

ウ 認定に有効期間はなく、取消しを受け、又は失効するまで効力を有する。

エ 年少射撃資格者が法第4条第1項第1号又は第4号の規定による許可を受け、又はこれらの規定による許可を受けた者が認定を受けることは、それぞれについて空気銃の種類が異なるのであれば差し支えない。

(4) 年少射撃資格者による空気銃の所持

ア 所持できる空気銃

- (ア) 年少射撃資格者が所持することができる空気銃には、空気拳銃が含まれる。

(イ) 年少射撃資格者は、年少射撃監督者との人的関係に基づいて認定を受けるのであるから、当該年少射撃監督者が法第4条第1項第5号の2の規定による許可を受けて所持する空気銃（以下「指導用空気銃」という。）であればいずれの空気銃も所持することができる。

イ 年少射撃監督者による監督

年少射撃資格者は、空気銃を所持する場合には、年少射撃監督者の監督を受けている必要がある。

年少射撃資格者が複数の年少射撃監督者についてそれぞれ認定を受けている場合において指導用空気銃を所持するときは、当該指導用空気銃について法第4条第1項第5号の2の所持許可を受けている年少射撃監督者による監督を受けている必要があり、その他の年少射撃監督者による監督をもって代えることは許されない。

また、法第9条の13第1項中「監督」とは、年少射撃監督者が年少射撃資格者の行為が遵守すべき法令に違反することがないかどうかを監視し、必要に応じ制止、指示又は命令等を行うことをいい、同時に指導する年少射撃資格者の人数、その熟練度、射台の間隔等の指定射撃場の構造等を総合的に勘案して、上述の監視、制止、指示又は命令等を実質的に行い得ないと認められる場合は、監督を行っているとは解されない。

特に、年少射撃監督者が年少射撃資格者を直接視認できない場合（指導を行っている場から一時的に離席等している場合を含む。）は、監督を行っているとは認められない。

ウ 年少射撃資格者による空気銃の所持の限界

年少射撃資格者が空気銃を所持できるのは、指定射撃場内において、年少射撃監督者の監督の下に、練習を行い（練習に付随して、空気銃の手入れをし、又は射座と当該指定射撃場内にある保管庫や手入れ室との間において空気銃を運搬する場合を含む。）、又は射撃競技に参加する場合に限られる。

指定射撃場内においてその他の場合に空気銃を所持したとき又は指定射撃場外において空気銃を所持したときは、法第3条第1項違反となり、不法所持が成立する。

(5) 認定証

ア 認定証の交付

認定証は、認定ごとに交付される。

イ 認定証の書換え又は再交付

年少射撃資格者は、認定証の記載事項に変更を生じた場合（年少射撃監督者に変更があった場合を除く。）、認定証を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は認定証が滅失した場合においては、規則別記様式第66号の年少射撃資格認定証書換申請書又は規則別記様式第67号の年少射撃資格認定証再交付申請書を青森県公安委員会（住所地を管轄する警察署を経由）に届け出て、認定証の書換え又は再交付を受けなければならない。

ウ 認定証の携帯義務

年少射撃資格者は、空気銃を携帯し、又は運搬する場合においては、認定証を携帯する義務がある。

(6) 年少射撃資格講習会

ア 開催日時等の公表

青森県公安委員会は、法第9条の14第1項に規定する講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）を開催しようとするときは、開催予定期日の20日前までに開催の日時及び場所その他年少射撃資格講習会の開催に関し必要な事項を公表するものとする。

その他年少射撃資格講習会の開催に関し必要な事項とは、受講定員、受講申込手続等をいう。

イ 合同開催

年少射撃資格講習会については、場合により、近隣の公安委員会と合同で開催することもある。

ウ 受講資格

年少射撃資格講習会の講習を受講するためには、将来において認定申請を行おうとする者であれば足り、2(1)ウの推薦を受けている必要はなく、また、その者を指導することとなる年少射撃監督者が定まっている必要もない。

エ 経験者等講習会との関係

年少射撃資格講習会は、法第5条の3第1項に規定する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（以下「経験者等講習会」という。）を兼ねることはできない。

したがって、年少射撃資格講習修了証明書の交付を受けている者であっても、法第4条第1項第1号の規定による許可を得ようとする者は、経験者等講習会の講習を受講し、規則別記様式第20号の講習修了証明書の交付を受ける必要がある。

オ 年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付

年少射撃資格講習修了証明書の交付を受けた者は、当該年少射撃資格講習修了証明書の記載事項に変更を生じた場合においては、規則別記様式第21号の講習修了証明書等書換申請書を、当該年少射撃資格講習修了証明書を亡失し、若しくは盗み取られた場合又は当該年少射撃資格講習修了証明書が滅失した場合においては、規則別記様式第22号の講習修了証明書等再交付申請書を青森県公安委員会（住所地を管轄する警察署を經由）に提出して年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付を受けることができる。

(7) 認定の失効及び取消し

ア 認定の失効

認定は、

- (ア) 年少射撃資格者が死亡した場合
- (イ) 年少射撃資格者が推薦を取り消された場合
- (ウ) 年少射撃資格者が19歳に達した場合
- (エ) 年少射撃資格者が所持することができる指導用空気銃のすべてについて、許可が失効し、又は取り消された場合に失効する。

(エ)について、年少射撃資格者が年少射撃監督者の監督に従わずに指導用空気銃を所持した場合、当該年少射撃監督者は年少射撃資格者の指導を継続する適格性を有しないと認められることから、法第11条第6項の規定に基づき当該年少射撃監督者が所持するすべての指導用空気銃に係る所持許可が取り消され、さらに、当該年少射撃監督者が指導するその他の年少射撃資格者について、当該年少射撃監督者に係る認定が失効する。

イ 認定の取消し

認定は、年少射撃資格者が

(ア) 法第5条第1項第2号から第6号まで、第12号、第13号又は第15号から第18号までのいずれかに該当するに至った場合

(イ) 法第5条の2第2項第2号又は第3号に該当するに至った場合

(ウ) 法若しくはこれに基づく命令の規定又はこれらの基づく処分（法第10条の9第2項の指示を含む。）に違反した場合
に取消しの対象となる。

(ウ)の場合において、認定証の書換義務違反等、その違反が比較的軽微であり、違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められず、違反行為の再発防止が期待でき、かつ、具体的な危害が発生していないときに限り、認定を取り消さないことがあり得る。

(8) 年少射撃監督者

ア 年少射撃監督者の要件

法第4条第1項第5号の2の規定による空気銃の所持の許可を受けるための要件は、

(ア) 法第9条の3第1項に規定する空気銃に係る射撃指導員であること

(イ) 年少射撃資格者に対する指導を行う確実な見込みがあること

(ウ) 所持の許可を受けようとする空気銃が空気拳銃であるときは、日本スポーツ協会から推薦を受けていること
である。

イ 年少射撃監督者に係る認定の数

1人の年少射撃監督者の下に認定を受けることができる年少射撃資格者の数について具体的な数の制約は存在しない。

ただし、1人の年少射撃監督者が同時に監督できる年少射撃資格者の数については(4)イの範囲に限られるため、その具体的な状況を勘案して判断することとなる。

ウ 法第4条第1項第1号の規定による許可と同項第5号の2の規定による許可の関係

(ア) 1丁の空気銃について、法第4条第1項第1号の規定による許可と同項第5号の2の規定による許可を同時に受けることはできない。

(イ) 法第4条第1項第1号の規定による許可を許可証の書換えによって法第4条第1項第5号の2の規定による許可とすることはできない。

前者が許可の日に失効することを前提として後者について新たに許可申請を行うこととなる。

エ 年少射撃監督者による指導用空気銃の所持

(ア) 年少射撃監督者が所持許可を受けられる指導用空気銃の許可の数について具体的な数の制約は存在しないが、すべての指導用空気銃について年少射撃資格者を指導する用途に供する確実な見込みがある必要がある。

(イ) 年少射撃資格者による指導用空気銃の所持の限界は2(4)ウのとおりであるから、年少射撃資格者が空気銃射撃競技に参加するために行う指定射撃場外における指導用空気銃の運搬等は、年少射撃監督者が行う必要がある。

オ 年少射撃監督者による指導用空気銃の発射

年少射撃監督者は、指導の一環として模範を示すなど年少射撃資格者の指導の用途に供するために指定射撃場において指導用空気銃を発射することができるが、自らが標的射撃等をするために発射することはできない。

カ 指導用空気銃に係る許可と認定の関係

2(7)アに示す事由が発生し、認定が失効した場合であっても、指導用空気銃に係る所持許可は失効しない。

キ 指導用空気銃の保管委託

年少射撃監督者は、以下の場合を除き、法第10条の8第1項に規定する猟銃等保管業者に指導用空気銃の保管を委託する義務がある。

(ア) 当該年少射撃監督者の指導の下に年少射撃資格者が指導用空気銃を用いて、運動競技会の空気銃射撃競技に参加し、又はこれに参加するため指定射撃場において射撃の練習をする場合

(イ) 年少射撃監督者の所持する指導用空気銃の総数が3丁以下である場合

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、指導用空気銃の修理を委託する場合、指導用空気銃の保管を委託する相手方を変更する場合その他保管の委託をしないことについて正当な理由がある場合

3 運用上の留意事項

(1) 年少射撃資格認定申請書の添付書類

2(2)イの年少射撃資格認定申請書の添付書類のうち、(エ)については、別紙2の様式を用いること。

(2) 認定申請に対する審査

ア 認定申請に対する審査に際しては、認定申請者やその保護者等から年少射撃監督者の監督の下に射撃の指導を受ける確実な見込みがあるかどうか十分に聴取すること。

イ 認定申請者、その者の保護者、年少射撃監督者等から認定申請者が認定を受けて射撃を継続して行う意思があるかどうか十分に聴取すること。

ウ 認定申請者、その者の保護者及び年少射撃監督者に対し、当該認定申請者が法第5条第1項第2号から第18号までのいずれかに該当することとなったときは、青森県公安委員会（住所地を管轄する警察署）に申し出るよう指導すること。

エ 審査においては、「年少射撃資格認定に関する面接調査書」を用いて認定申請者に対して面接を実施する他、その保護者等からも「年少射撃資格認定等調査書」の「3 保護者等訪問調査表」を用いて必要事項の聴取を行うこと。

なお、前記調査書等については、別途定める銃砲刀剣類所持等取扱法施行手続の様式を用いること（以降同様）。

オ 照会については、猟銃等所持許可申請と同様に照会を実施する他、認定申請者が年少者であることを考慮し、非行歴等についても照会し、「年少射撃資格認定等調査書」の「4 各種照会状況チェックポイント表」を使用して照会状況を確認し、確実にチェックすること。

(3) 指導用空気銃所持許可申請に対する審査

年少射撃監督者となろうとする者が申請に係る指導用空気銃が3丁以下であるため自ら保管を行う旨の指導用空気銃の所持許可申請を行った場合は、その者が規則第84条に規定する銃砲の保管の設備を有しているかどうか、その者の自宅等に赴き確認するとともに「年少射撃資格認定等調査書」の「2-1 年少射撃監督者訪問

調査表」を用いて、認定申請者に関する調査を実施すること。

(4) 年少射撃資格講習会の開催

ア 年少射撃資格講習会は、受講者の便宜を考慮し、関係団体と調整を行った上で土曜日、日曜日又は祝祭日にも開催し、また、交通の便のよい会場において開催すること。

イ 年少射撃資格講習会においては、年少射撃資格者としての心構え、空気銃の危険性の認識に重点を置いて講習を行うこと。

(5) 認定証又は年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付

ア 認定証又は年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請に対しては、書換え又は再交付の理由及び必要性を申請者から十分に聴取し、必要に応じて関係機関等に照会を行うこと。

イ 年少射撃資格講習修了証明書の再交付を行う際には、再交付を受ける者に対し、亡失し、又は盗み取られた年少射撃資格講習修了証明書を回復した場合には、当該年少射撃資格講習修了証明書を青森県公安委員会（住所地を管轄する警察署）に返納させること。

(6) 年少射撃資格講習会の開催日時等の公表

2 (6)アの年少射撃資格講習会の開催日時等は、青森県警察本部、各警察署の担当窓口、青森県警察ホームページ等に掲載する等の方法により、受講しようとする者に対して周知を図ること。

(7) 指導用空気銃の所持許可を受けようとする者に対する指導

2 (8)ウ(イ)の所持許可申請を行う者に対しては、法第4条第1項第5号の2の規定による許可の日に法第4条第1項第1号の規定による許可が失効することを説明した上で、申立書（別紙3）を提出させること。

(8) 年少射撃監督者に対する指導

年少射撃監督者が、指導を行っていた年少射撃資格者に係る認定が失効するなどしたため年少射撃監督者が所持する指導用空気銃を年少射撃資格者に対する指導の用途に供する見込みがなくなった場合には、危害予防の観点から、自主返納を促すなどの措置を執ること。

担当 生活安全企画課
営業・危険物係

同 意 書

年 月 日

住 所

職 業

氏 名

私は、以下の者について銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第1項に規定する
監督をすることに同意します。

住所

職業

氏名

申 立 書

年 月 日

青 森 県 公 安 委 員 会 殿

私は、現在以下の空気銃について銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けていますが、この許可は、現在私が当該空気銃について所持許可申請している同項第5号の2の規定による許可を受けた日に、失効することを承知しています。

許 可 番 号

銃 番 号

住 所

職 業

氏 名